

策定年月	平成 6 年 2 月
変更年月	平成 13 年 3 月
変更年月	平成 18 年 1 月
変更年月	平成 22 年 3 月
変更年月	平成 26 年 6 月
変更年月	平成 28 年 9 月

香川県農業経営基盤強化促進基本方針

平成 2 8 年 9 月

香 川 県

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状

本県は、四国の北東部に位置し、南に連なる讃岐山脈から半月形に緩やかに傾斜した讃岐平野がひらけ、農業用水の主水源となっている「ため池」が県下一円に点在し、条里制の遺構が広汎に存在するほか、散在・散居集落が多くみられる。

本県の農家1戸当たりの経営規模は零細であり、ほ場整備率も低く、他県に比べて生産基盤が脆弱ではあるが、年間日照時間が長く温暖で、多彩な農産物の栽培が可能であり、かつ、京阪神市場に近いなど恵まれた自然条件や地理的条件を生かし、米と園芸作物や畜産などを組み合わせた複合的な経営や、施設園芸などの集約的な経営が展開され、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されている。

その生産をみると、優れた農業技術や創意工夫により、県オリジナル品種など収益性の高い作物を中心に、全国に誇れる農産物が栽培され、県内はもとより、首都圏や京阪神地域などに対し、新鮮で高品質な農産物を供給している。

しかし、担い手の状況をみると、新規就農者数は増加傾向にあるものの、平成27年の農業就業人口は3万人となっており、平成22年に比べて約14%減少している。また、65歳未満の基幹的農業従事者数も平成22年に比べて約24%減少するなど、農業従事者の減少・高齢化が進んでいる。

これに伴って、耕作放棄地は営農条件の悪い中山間地や島しょ部のみならず、比較的営農条件に恵まれた平坦部でも増加しており、今後も農地の遊休化がさらに進めば、食料供給力の低下はもとより、害虫などの発生源となるなど、営農や生活環境にも悪影響を与え、さらには農業・農村の有する多面的機能の低下も懸念される。

2 本県農業の振興方向

県民が安心して暮らせる元気な農業・農村を実現するために、恵まれた自然条件や地理的条件に加え、高度な技術と県オリジナル品種等を活用して、消費者ニーズに対応した付加価値の高い売れる農産物づくりを推進するとともに、意欲ある担い手が本県農業生産の相当部分を担う農業構造を確立して本県農業の振興を図る。

その実現に向け、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の確保・育成と、ため池や水路の維持管理など地域を支える集落営農の組織化・法人化を促進する。また、新規就農の促進や企業参入の促進などにより、多様なルートから本県農業の次代を担う優れた人材を確保・育成するほか、女性の農業関連活動への参画を促進する。

これら多様な担い手が、農業生産の相当部分を担う力強い農業構造が確立できるよう、担い手への面的な農用地の利用集積、経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 認定農業者等の確保・育成

効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の核となる担い手を確保・育成するために、農業改良普及センターによる技術・経営指導や税理士等の専門家による経営相談等により、担い手

の経営改善に向けた取組みを支援するとともに、農地中間管理機構の積極的な活用により経営規模の拡大を促進し、担い手への農地集積を一層推進する。

また、補助事業や制度資金により、規模拡大や経営の多角化など経営発展のために必要となる機械・施設等の導入を支援するほか、労働部局との連携による就業相談会の開催や新規雇用者に対する実践研修への助成等により、担い手の経営発展を支える人材の確保・育成を支援する。

さらに、農業経営の法人化を推進し、対外信用力等の向上を促進するとともに、法人のネットワーク化を推進し、一層の経営発展を促進する。

(2) 集落営農組織の確保・育成

担い手不足地域や兼業・高齢農家の多い地域においては、地域を支える担い手を確保・育成するため、集落内の農家などが複数集まって行う集落営農の組織化を推進するとともに、その組織の経営の効率化を促進するため、共同販売経理などによる経営体としての実体を有した集落営農組織や、法人化した集落営農組織など、経営発展に応じた集落営農組織の確保・育成を図る。

また、1支店1農場構想に基づく特定農業団体等については、その多くが組織範囲が広く、経営体としての円滑な組織運営ができておらず再編が必要なことから、構成員の意向を踏まえ、合意が可能な範囲の分割による法人化や人・農地プランを活用した認定農業者等への集積などにより、地域毎の状況に応じた再編への取組みを支援する。

(3) 新たな担い手の確保・育成

① 新規就農の促進

農業者の高齢化が進む中で、将来にわたり本県農業・農村を支える人材を確保するためには、農家子弟のみならず、中高年齢者や他産業従事者、Iターン青年など、多様なルートから優れた人材を幅広く確保・育成することが重要である。

このため、青年農業者等育成センターによる就農相談や農業大学校における技術研修、県独自の補助事業による機械・施設等の導入支援、のれん分け就農の促進や所得を確保する給付金の交付など、就農相談から経営開始までの一貫したサポート体制を充実させ、就農希望者が安心して安定的に就農できる環境を整備する。

さらに、就農後においては農業改良普及センターのフォローアップ活動や農業士等の地域の担い手によるサポートにより、早期の経営定着を支援し、本県農業の次代を担う新規就農者を育成する。

② 企業の農業参入への支援

多様な担い手の確保・育成に向け、企業を重要な担い手に位置付け、農業参入を促進させる必要がある。

そのため、セミナーの開催や推進パンフレットの配布により広く周知活動に努め、参入志向企業の掘り起こしを行うとともに、参入志向を持つ企業に対しては、農作物情報の提供や農業技術の修得方法の紹介を行うなど、きめ細かな相談活動を実施する。

また、参入に当たっては、初期投資の負担軽減のための機械・施設等の導入支援を行うとともに、参入後は農業改良普及センターによる技術支援を行うことにより、早期の営農定着と経営の安定化を図る。

(4) 女性の農業関連活動への参画促進

農業生産や農業経営などにおいて、重要な役割を果たしている女性が、その持てる力を十分発揮できるよう起業活動を促進するとともに、農業経営改善計画の共同申請や集落営農組織への参加・協力などを通じて、女性の農業経営への参画を促進する。

3 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

農業を職業として選択し、魅力とやりがいのある農業経営が実現し得るよう、他産業従事者と比べ、所得と労働時間がそん色のない農業経営の目標を明らかにすることが重要である。

このような観点から、本県の農業生産の現状や、県内各地で既に実践されている優良な経営事例等を踏まえ、主たる従事者と補助労働力の2人で農業経営を行うことを基本に、主たる従事者の年間総労働時間は、他産業従事者と均衡する概ね2,000時間が達成できるものとする。

また、主たる従事者の年間農業所得は、県内の他産業従事者の生涯所得から算出した概ね410万円程度の農業所得を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目標とする。

なお、主たる従事者の年間農業所得については、平成25年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）による本県の他産業従事者（25歳～64歳）の年間給与額410万円程度と均衡する額である。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す農業経営

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農の状況については、平成21年度以降は増加傾向にあり、毎年100名前後で推移している。

こうした中、国が掲げる新規就農して定着する40代以下の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという目標を踏まえ、本県では、農業産出額の維持・増大に向けて、年間140人の新規就農者の確保を目指す。

なお、45歳以下の若い世代の就農については、より積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得・労働時間に関する目標

新規就農者の農業所得については、青年等にとって農業を職業として選択するのに足る魅力とやりがいのあるものとするため、同世代の他産業従事者と遜色のない年間所得水準を確保する必要があるほか、将来的には、効率的かつ安定的な農業経営を目指すことが期待される認定農業者への誘導を図る観点から、主たる従事者の目標とする所得水準については、3に示す育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の所得目標（410万円程度）のおおむね6割以上とする。

また、将来、本県農業の核となる担い手に発展するような青年農業者等と見込まれる者を育成するものであることから、年間農業従事日数については、150日（1,200時間）以上を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、香川県立農業大学校の教育内容の充実及び認定農業者や農業士等の技術・経営力に

優れた農業者のネットワーク化を図り、効率的かつ計画的な研修が可能な体制を整備する。

また、園芸部門を中心に、優良な個人経営体の法人化を積極的に推進し、雇用就農の受け皿となる法人の育成を図る。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す農業経営実現のための技術等について

新たに就農しようとする青年等は、目指すべき農業経営の目標を達成するために必要となる農業技術や経営管理等に関する専門的な知識を習得していることを基本とする。

5 地域の実情に即した担い手への支援

効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域農業の維持・発展のため、地域農業再生協議会を中心として、その構成機関・団体である市町、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなどの役割分担のもと、地域の実情に即した担い手への支援体制を整備する。

(1) 地域における営農支援体制

認定農業者等の地域の中心となる担い手の農業生産活動を支援するため、農作業の受委託の斡旋・調整をはじめ、規模拡大に伴い必要となる労働力を補完するための定植作業や出荷調製などの作業支援、農繁期における補助労働力の確保・調整支援など、地域の実情に即した担い手への支援を行う。

また、農地の流動化によって規模拡大を目指す担い手にとって、水路や畦畔等の管理が大きな負担となっている現状を鑑み、地域農業を守るために、これらの地域の経営基盤を地域で支える集落営農組織を育成するとともに、地域が共同で経営基盤を維持する取組みを支援する。

(2) 農地の利用集積

農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積を促進するとともに、地域の実態に応じて、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定や、農地利用集積円滑化事業の実施により、農地の面的な集積を促進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に県内で展開している経営事例を踏まえ、本県における主要な営農類型及び前提条件について示すと次のとおりである。

1 営農類型

県内全域において現に展開している多様な営農類型を概ねカバーできるものとし、作物について専業化し、かつ収益性の高いものとする。

2 労働力

現実性を重視し、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人を基準として農繁期に必要な応じパートによる雇用を含むものとする。

3 経営管理の方法

[個別経営体]

複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、財務諸表に基づいた経営診断・経営分析を行い経営改善を図るほか、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。

[組織経営体]

経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについて法人化への誘導を図るとともに、経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る。

4 農業従事の形態等

[個別経営体]

家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を積極的に導入するとともに、農繁期におけるパート雇用の確保により過重労働を防止する。

また、雇用者の福祉の向上を図るため、社会保険・労働保険に加入する。

[組織経営体]

給料制や従事分量配当制を導入するとともに、資本装備の充実を図るため余剰金を積み立てる。また、従事者全員を社会保険・労働保険へ加入するなど、農作業環境の改善を図る。

[個別経営体]

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
1	水稲+麦	10.0	水稲(早生) 2.0 水稲(中生) 8.0 麦(小麦) 8.0	基幹1名 補助1名	487	2,508 (2,734)	【水稲】 ●早生品種「コシヒカリ」 中生品種「おいでまい」 ●農家手取り額12千円/60kg ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【麦】 ●小麦品種「さぬきの夢2009」 ●低PK肥料 ●経営所得安定対策の交付金を含む
2	水稲+麦+作 業受託	2.5	水稲(中生) 2.5 麦(小麦) 2.5 作業受託 耕起・代かき・ 田植え 12.0 収穫・乾燥・ 調製 12.0	基幹1名 補助1名	531	2,058	【水稲】 ●水稲品種は「おいでまい」 ●その他は同上 【麦】 ●同上 【作業受委託】 ●耕起・乾燥・田植えの受託料は32千円/10a ●収穫・乾燥・調整の受託料は39千円/10a
3	水稲+飼料用 米+麦	8.0	水稲(早生) 2.0 水稲(中生) 2.0 麦(小麦) 6.0 飼料用米 4.0	基幹1名 補助1名	450	2,044	【水稲】 ●No.1に同じ 【麦】 ●No.1に同じ 【飼料用米】 ●多収性専用品種の「ホシアオバ」 ●収量は700kg/10a ●経営所得安定対策の交付金を含む
4	水稲+麦	16.0	水稲(早生) 3.0 水稲(中生) 13.0 麦(小麦) 13.0	基幹1名 補助1名	497	2,846 (4,396)	【水稲】 ●農家手取り額10千円/60kg ●その他はNo.1に同じ 【麦】 ●No.1に同じ
5	水稲+葉ネギ +レタス	3.0	水稲(早生) 1.5 水稲(中生) 1.0 葉ネギ 0.4 レタス(年内どり) 1.0 レタス(年明どり) 1.3	基幹1名 補助1名	571	3,602 (6,714)	【水稲】 ●購入苗、疎植栽培 ●その他はNo.1に同じ 【葉ネギ】 ●夏季の余剰労働力を活用

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
			レタス(春どり) 0.7				【レタス】 ●年内～春の継続出荷 ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
6	水稲+アスパラガス+ブロッコリー	2.2	水稲(早生) 1.0 水稲(中生) 1.0 アスパラガス(施設)0.2 ブロッコリー 1.2	基幹1名 補助1名	513	3,592 (4,212)	【水稲】 ●No.5に同じ 【アスパラガス】 ●品種「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用
7	水稲+レタス+ニンニク	3.0	水稲(早生) 1.5 水稲(中生) 1.0 ニンニク 0.2 レタス(年内どり)1.0 レタス(年明どり)1.3 レタス(春どり) 0.7	基幹1名 補助1名	559	3,518 (6,183)	【水稲】 ●No.5に同じ 【ニンニク】 ●乾燥共同施設 【レタス】 ●No.5に同じ
8	キャベツ	4.0	キャベツ (11月どり) 1.0 キャベツ(1月どり)1.0 キャベツ(3月どり)1.0 キャベツ(4月どり)1.0	基幹1名 補助1名	529	3,237 (5,173)	●品種の組み合わせによる周年栽培 ●セル成型苗、移植機
9	施設イチゴ	0.3	イチゴ(養液) 0.3	基幹1名 補助2名	594	4,839 (6,175)	●県オリジナル品種「さぬき姫」 ●香川型高施設栽培「らくちん」システム
10	ミニトマト	0.2	ミニトマト(養液) 0.2	基幹1名 補助2名	603	5,166 (7,308)	●養液栽培、長期どり ●マルハナバチ導入 ●選果機
11	みかん+中晩柑+ビワ	2.9	露地みかん (小原紅早生) 0.5 露地みかん (早生温州) 0.5 露地みかん (青島温州) 1.6 露地中晩柑 (不知火) 0.2 びわ(茂木・田中) 0.1	基幹1名 補助1名	520	3,462 (7,224)	【露地みかん】 ●「小原紅早生・早生温州」マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実・ドリップ灌水同時施肥栽培 【露地中晩柑】 ●「不知火」ドリップ灌水同時施肥栽培 【びわ】 ●「茂木5a」、「田中5a」

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
12	施設みかん＋ 施設中晩柑	0.6	施設みかん (小原紅早生) 0.2 施設中晩柑 (不知火) 0.2 (せとか) 0.2	基幹1名 補助1名	495	2,235 (2,334)	【施設みかん】 ●11月20日加温による7月出荷 体系 【施設中晩柑】 ●省加温栽培、ドリップ灌水同時 施肥栽培
13	キウイフルーツ	0.8	さぬきゴールド 0.3 香緑 0.3 さぬきキウイっこ 0.2	基幹1名 補助1名	553	2,076 (2,210)	【キウイフルーツ】 ●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生 育予測と園地区分 ●さぬきキウイっこはTパートネル 栽培
14	施設ぶどう＋ 露地ぶどう	1.0	施設ぶどう (シャインマスカット) 0.2 (ピオーネ) 0.5 露地ぶどう (ピオーネ) 0.2	基幹1名 補助1名	554	3,197 (3,882)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット 1月末加温 20a ●ピオーネ 2月上旬加温 30a、無加 温 (3月上～中旬被覆) 20a ●ジベレリン1回処理 【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
15	施設もも＋露 地もも	1.6	施設もも(早生)0.1 露地もも(早生)0.5 〃(中生) 0.5 〃(晩生) 0.5	基幹1名 補助1名	516	3,487 (5,475)	【施設もも】 ●日川白鳳 ●加温栽培 【露地もも】 ●早生：日川白鳳、中生：あかつ き、晩生：なつおとめ
16	オリーブ＋中 晩柑	1.0	オリーブ (マンザニロ) 0.3 (ミッション) 0.4 (ルッカ) 0.1 露地中晩柑 (不知火) 0.2	基幹1名 補助1名	456	2,768 (2,896)	【オリーブ】 ●専用品種(新漬用：マンザニロ、 採油用：ミッション、ルッカ) ●電動収穫機利用(ミッション、 ルッカ) 【露地中晩柑】 ●ドリップ灌水同時施肥栽培
17	オリーブ	1.0	オリーブ (マンザニロ) 0.4 (ミッション) 0.5 (ルッカ) 0.1	基幹1名 補助1名	476	2,972	【オリーブ】 ●16に同じ
18	輪ギク	0.4	秋ギク(神馬) 0.1 秋ギク(神馬2号) 0.4 夏秋ギク (精の一世) 0.2	基幹1名 補助1名	511	3,722	●直挿し栽培、無摘心栽培、養液 土耕栽培 ●ハイブリット方式暖房 ●四段サーモ変温管理 ●低温開花性品種「神馬2号」

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前 提 条 件
							●持込み共撰
19	カーネーション	0.4	カーネーション 0.3 スタンダード:60% スプレー :40%	基幹1名 補助1名	519	3,654 (5,880)	●ベンチ栽培、養液土耕栽培、反射マルチ栽培 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆. 循環扇. 変温管理
20	マーガレット +ひまわり	0.4	マーガレット 0.45 ひまわり 0.25	基幹1名 補助1名	521	3,406 (3,675)	●日射制御型拍動自動灌水装置 【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット 【ひまわり】 ●テープシーダ播種機 ●種子の予措とベタ掛け
21	ランタンキュラス +小キク	0.4	ランタンキュラス 0.25 小キク 0.1	基幹1名 補助1名	471	2,851 (4,104)	【ランタンキュラス】 ●ウイルスフリー塊根の購入による品質及び生産性の確保 ●防虫ネット、シルバーマルチによる病害対策と防除対数の削減 【小ギク】 ●マルチ被覆による土壌水分確保と雑草抑制 ●ウイルスフリー苗の購入 ●電照による開花調整
22	酪農	3.0	経産牛 60頭 初任牛 4頭 ほ育、育成牛 16頭 飼料(イタリアンライグラス) 3.0 稲WCS、稲わら収 集面積 2.0	基幹2名 補助1名	987	4,560 (5,074)	●フーバーン・ミルクパパー方式 ●自給飼料ラップサイレージ ●稲WCS、稲わら利用 ●乳牛供用年数延長
23	肥育牛① (黒毛和種去勢肥育)	2.0	肥育牛 120頭 飼料(イタリアンライグラス) 3.0 稲WCS 1.0 稲わら収集面積2.5	基幹1名 補助1名	971	2,693 (3,239)	●舎飼い ●自給飼料ラップサイレージ ●稲WCS、稲わら利用 ●肥育期間短縮 ●余剰堆肥販売
24	肥育牛② (交雑種去勢肥育)	—	肥育牛 200頭	基幹1名 補助1名	628	3,572	●舎飼い ●流通飼料主体 ●肥育期間短縮 ●余剰堆肥販売

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
25	養豚	—	繁殖豚（種雌豚） 100頭 種雄豚 8頭 肥育豚（常時飼養頭 数） 1,100頭	基幹1名 補助1名	504	3,602	<ul style="list-style-type: none"> ●繁殖・肥育一貫経営 ●人工授精活用、専用分娩舎での無・半看護分娩 ●飼養環境及び飼料給与適正化 ●事故率低減
26	採卵鶏	—	採卵鶏（常時飼養羽 数） 40,000羽	基幹1名 補助1名	636	3,300 (5,840)	<ul style="list-style-type: none"> ●大すう育成方式 ●自動給餌機等 ●防疫対策（高病原性インフルエンザ等）の強化 ●飼料米給与

[組織経営体(集落営農 担い手中心)]

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
27	水稲+麦+大豆+飼料用米	23.0	水稲（早生） 3.0 水稲（中生） 10.0 麦（小麦） 20.0 大豆 7.0 飼料用米 3.0	基幹2名 補助6名	1,638	4,500 (5,896)	<p>【水稲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●早生品種「コシヒカリ」 中生品種「おいでまい」 ●農家手取り額12千円/60kg ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料（全量基肥方式） <p>【麦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小麦品種「さぬきの夢2009」 <p>[大豆]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大豆品種「フクユタカ」 <p>[飼料用米]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飼料用米品種「ホシアオバ」 ●低PK肥料 ●経営所得安定対策による交付金を含む

[組織経営体(集落営農 兼業農家による協業経営)]

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
28	水稲+麦+大豆+ 飼料用米	23.0	水稲(早生) 3.0 水稲(中生) 10.0 麦(小麦) 20.0 大豆 7.0 飼料用米 3.0	集落内 で役割 分担 (30戸)	882 (38.3 千円 /10a)	5,990	【水稲】 ●苗共同購入、農協乾燥施設 ●その他はNo. 27に同じ 【麦】 ●No. 27に同じ
29	水稲+麦+ ブロッコリー	23.0	水稲(早生) 7.0 水稲(中生) 16.0 麦(小麦) 15.0 ブロッコリー 1.1	集落内 で役割 分担 (30戸)	1,017 (44.2 千円 /10a)	6,758	【水稲】 ●No. 28に同じ 【麦】 ●No. 27に同じ 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用

注1) 主たる資本装備については、資料の営農類型モデルに記載している。

注2) 集落営農(協業経営)の農業所得欄は、地代と利益配当を示しており、労働費(800円/時)は経営費に含めている。

注3) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

注4) 経営所得安定対策の補助金を粗収益とは別に所得として計上(全類型共通)

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に県内で展開している経営事例を踏まえ、本県における主要な営農類型及び前提条件について示すと次のとおりである。

1 営農類型

県内全域において現に展開している多様な営農類型を概ねカバーできるものとし、作物について専門化し、かつ収益性の高いものとする。

2 労働力

現実性を重視し、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人の夫婦2人を基準として農繁期に必要な応じパートによる雇用を含むものとする。労働時間については、新規就農ということを考慮し、現に県内で展開している経営事例より2割程度増で示している。

3 経営管理の方法

複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。

4 農業従事の形態等

家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を積極的に導入するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。

5 経営指標

No	経営 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1経営体当 り労働時間 (雇用含)	生産方式
1	水稲＋麦 ＋作業受 託	[作付面積等] 水稲(中生) 250a 麦 250a 作業受託 耕起・代かき・田植 500a 収穫・乾燥・調製 500a [経営面積] 水田 250a	22,722 千円	基幹1名 補助1名	271	1,288 (1,288)	【水稲】 ●品種：ヒノヒカリ、普通期 移植栽培、6月下旬移植。 ●自家育苗、自家乾燥 【麦】 ●品種：さぬきの夢2009
2	水稲＋葉 ネギ＋レ タス	[作付面積等] 水稲(早生) 110a 葉ネギ 30a レタス(年内どり) 35a レタス(年明どり) 30a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	14,368 千円	基幹1名 補助1名	231	3,419 (3,532)	【水稲】 ●品種：コシカ ●購入苗、疎植栽培 【葉ネギ】 ●6月～10月どり ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活 用した春どり
3	水稲＋オ クラ＋レ タス	[作付面積等] 水稲(早生) 100a オクラ 10a レタス(年内どり) 35a レタス(年明どり) 30a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	13,667 千円	基幹1名 補助1名	231	3,312 (3,552)	【水稲】 ●品種：コシカ ●購入苗、疎植栽培 【オクラ】 ●トンネル、露地栽培 ●品種「アーリーファイブ」 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活 用した春どり
4	水稲＋ア スパラガ ス＋ブロ ッコリー	[作付面積等] 水稲(早生) 100a アスパラガス 10a ブロッコリー(年内どり) 35a ブロッコリー(年明どり) 40a ブロッコリー(春どり) 55a [経営面積] 170a	18,135 千円	基幹1名 補助1名	322	1,981 (1,981)	【水稲】 ●品種：コシヒカリ ●購入苗、疎植栽培 【アスパラガス】 ●品種「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用
5	イチゴ	[作付面積等] 施設イチゴ(養液) 20a [経営面積] 30a	34,562 千円	基幹1名 補助1名	249	3,542 (4,949)	●新品種「さぬき姫」 ●香川型高施設栽培「ら くちん」システム

No	経営 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1経営体当 り労働時間 (雇用含)	生産方式
6	ミニトマ ト	[作付面積等] ミニトマト(長期) 20a [経営面積] 25a	16,896 千円	基幹1名 補助1名	243	2,698 (3,308)	●品種:千果 ●購入苗、土耕栽培、長期ど り ●マルハナバチ導入 ●選果機
7	キャベツ	[作付面積等] キャベツ(11月どり) 40a キャベツ(1月どり) 40a キャベツ(3月どり) 30a キャベツ(4月どり) 40a [経営面積] 150a	11,125 千円	基幹1名 補助1名	231	1,945 (1,945)	●品種の組み合わせによる 周年栽培 ●セル成型苗、移植機
8	キュウリ +ナバナ	[作付面積等] キュウリ半促成 8a キュウリ露地 8a キュウリ抑制 8a ナバナ 16a [経営面積] 30a	13,663 千円	基幹1名 補助1名	243	2,530 (2,530)	【キュウリ】 ●ハウス半促成・抑制(無加 温)、夏露地 【ナバナ】 ●品種:花かんざし、花飾り
9	露地キュ ウリ+ナ バナ	[作付面積等] キュウリトンネル 8a キュウリ夏露地 7a キュウリ秋露地 7a ナバナ 20a [経営面積] 30a	9,653 千円	基幹1名 補助1名	215	2,324 (2,324)	【キュウリ】 ●露地栽培 【ナバナ】 ●品種:京の春、花かんざ し、花飾り
10	施設ぶど う+露地 ぶどう	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 20a 露地ぶどう(トンネル) 10a [経営面積] 50a	30,286 千円	基幹1名 補助1名	206	2,162 (2,162)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット:無 核栽培、1月末加温 10a ●ピオーネ:ジベレリン1 回処理、減農薬栽培、2月上 旬加温 10a、無加温(3月上 ~中旬被覆) 20a 【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
11	露地みか ん+施設 中晩柑+ キウイフ ルーツ	[作付面積等] 露地みかん(小原紅早生) 30a 露地みかん(普通) 20a 施設中晩柑 10a キウイフルーツ(香緑) 20a [経営面積] 80a	17,684 千円	基幹1名 補助1名	303	1,971 (2,091)	【露地みかん】 ●早生:マルチドリップ灌水同時 施肥栽培、11月中旬から収穫 ●普通:露地栽培(隔年交互結 実)、ドリップ灌水施設導入、3月 上旬から出荷 【施設中晩柑】 ●不知火(無加温栽培)、養液土耕 施設導入 【キウイフルーツ】

No	経営 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1経営体当 たり労働時間 (雇用含)	生産方式
							●香緑：有袋栽培
12	キウイフ ルーツ＋ 露地みか ん	[作付面積等] キウイフルーツ(さぬきゴ ールド) 20a キウイフルーツ(香緑) 30a 露地みかん(小原紅早生) 30a [経営面積] 80a	15,764 千円	基幹1名 補助1名	218	2,168 (2,218)	【キウイフルーツ】 ●さぬきゴールド：露地栽培、1 0月中旬出荷、一文字整枝、溶液 授粉 ●香緑：露地栽培、11月中旬出 荷、一文字整枝、溶液授粉【露地 みかん】 ●早生：マルチドリップ灌水同時 施肥栽培、11月中旬から出荷
13	露地もも	[作付面積等] 早生(はなよめ) 20a 早生(日川白鳳) 20a 中生(あかつき) 30a 晩生(なつおとめ) 20a [経営面積] 樹園地 90a	8,086 千円	基幹1名 補助1名	249	2,492 (3,042)	●有袋、レーザー式選果機利用
14	輪ギク	[作付面積等] 秋ギク(精興の誠) 5a 秋ギク(神馬2号) 25a 夏秋ギク(精の一世) 10a [経営面積] 20a	33,092 千円	基幹1名 補助1名	235	2,055 (2,055)	●直挿し栽培、無摘心栽培、養液 土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善 と育苗作業の効率化 ●ハイブリッド方式暖房 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品 種「神馬2号」を利用 ●持込み共撰
15	カーネー ション	[作付面積等] カーネーション 15a [経営面積] 15a	23,445 千円	基幹1名 補助1名	259	2,942 (2,942)	●冬春切り1年栽培 ●養液土耕栽培や反射マルチ栽 培による収穫量の増加 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理
16	マーガレ ット＋ひ まわり	[作付面積等] マーガレット 25a ひまわり 15a [経営面積] 20a	17,900 千円	基幹1名 補助1名	315	2,101 (2,101)	●日射制御型拍動自動灌水装置 【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット ●初期生育期間の遮熱・遮光シー ト 【ひまわり】 ●テープシーダ播種機 ●種子の予措とベタ掛け

No	経営 類型	経営規模	初期的 資本整 備額	経営内 労働力	農業 所得 (万円)	1 経営体当 たり労働時間 (雇用含)	生産方式
17	マーガ レット+小 ギク	[作付面積等] マーガレット 20a 小ギク 10a [経営面積] 25a	18,423 千円	基幹1名 補助1名	265	2,038 (2,038)	【マーガレット】 ●日射制御型拍動自動灌水装置 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベツト ●初期生育期間の遮熱・遮光シ ート 【小ギク】 ●マルチ被覆 ●ウイロイドフリー苗の購入(3 年おき) ●電照による開花調整(8月出荷)
18	ランキ ュラス+ 小ギク	[作付面積等] ランキユラス 15a 小ギク 10a [経営面積] 25a	17,142 千円	基幹1名 補助1名	349	2,768 (2,768)	【ランキユラス】 ●ウイルスフリー塊根の購入(3 年おき) ●防虫ネット、シルバーマルチ被 覆 【小ギク】 ●マルチ被覆 ●ウイロイドフリー苗の購入(3 年おき) ●電照による開花調整(8月出荷)
19	施設ぶ どう+ブ ロッコ リー	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 10a ブロッコリー (年内・年明どり) 50a [経営面積] 80a	30,103 千円	基幹1名 補助1名	225	2,271 (2,271)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット(1月加温)、ピオーネ(2 月加温、無加温) 【ブロッコリー】 ●年内どり～年明けどり、作業支 援(定植、出荷調整)

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営（営む者又は目指す者）に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の県内における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が県内における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が県内における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
県下全域	67%程度	

注1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営とは、個別経営体にあつては認定農業者、新規就農者とし、組織経営体にあつては特定農業法人、特定農業団体、集落営農組織とする。

注2) 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体にあつては、権限を有する農用地面積と農作業受託面積、組織経営体にあつては、構成員の権限を有する農用地面積と構成員以外からの農作業受託面積のシェアの目標である。農作業受託面積は、基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している面積である。

注3) 目標年次は平成35年とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

本県は、農業者の農用地が分散している状況にある中で、認定農業者等の担い手の農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。

このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営（営む者又は目指す者）に対して次の施策を実施することにより、農用地の面的な集積を進める。

- (1) 農業経営基盤強化促進事業により面的な利用権の設定とともに、特定農業団体、特定農業法人の活動により面的な農作業受託を促進する。
- (2) 農地中間管理機構が行う事業等を活用し、利用権の設定や農地の売買を通じた農用地の面的集積を促進する。
- (3) 市町段階における農地利用集積円滑化事業の積極的な取り組みを推進し、農用地の面的集積を促進する。
- (4) ほ場整備事業等を推進するとともに、当該事業を契機とした利用権の設定により、面的な農用地の集積を促進する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの経営が県内の農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るためには、今後10年程度で過去10年間の農地の利用集積面積を上回る農地の利用集積が必要であり、認定農業者の確保・育成と集落営農の組織化・法人化の推進とともに、これら担い

手に対して農用地の利用集積への積極的な取り組みが必要である。

このため、県は、一般社団法人香川県農業会議、県農業協同組合中央会、県農業協同組合、公益財団法人香川県農地機構、土地改良事業団体連合会など関係機関・団体が一体となって、着実に推進できるよう香川県農業再生協議会の活動により、相互に十分な連携を図るとともに、農業改良普及センター等の出先機関との共通認識のもとで、地域担い手育成総合支援協議会の活動を支援し、利用権設定等促進事業などを柱として農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、集中的に支援する農業経営改善計画認定制度の推進を図る。

一方、認定された農業経営改善計画の期間が中間年及び最終年の認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、経営改善の状況を調査しフォローアップを行うとともに、再認定を希望する者については、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

これらの取り組みの結果、県が育成すべき効率的かつ安定的な農業経営として示す所得目標を達成している認定農業者の比率は、45%程度で、増加傾向にある。

(1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積（期間借地を含む）を推進する。

また、農地の出し手、受け手などの情報を整理するとともに、農地の計画的利用に対する指導、賃借料の適正化により、農用地の利用集積を推進する。

(2) 農用地利用改善事業

地域農業再生協議会等の支援のもと、地域における話し合いによる合意形成を通じて、認定農業者などの担い手に農用地の利用集積が図られるよう、担い手が不足し農用地の利用集積が遅れている地域においては、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、地区内農用地の受け手となり、その有効活用を図る組織経営体として、特定農業団体、特定農業法人の設立を推進する。

(3) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業については、農用地の権利移動に至らない段階においても、できる限り所有と利用の有効な結合が図られるよう、農作業の受委託を組織的に促進する。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者養成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、地域の特性を踏まえて、その地域に適した事業の効果的な実施を促進する。

(4) 指導・推進体制の整備

農業経営基盤強化促進事業の推進については、地域農業再生協議会等が主体となり、地域におけ

る指導機能の強化と総合化を図る。

経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図るなど、関係機関・団体の連携のもと、地域の実態に即した取り組みを効率的・効果的に行う。

(5) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組み

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり、これまでも増して積極的な取組みを進める。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組み

① 就農意欲の醸成に向けた取組み

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、大都市圏や県内において定期的な就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

② 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や畜舎の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、県内の農業法人等が組織する団体と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

③ 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を習得するための農業教育の拠点として、香川県立農業大学校における教育課程の内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

また、農業法人などの先進農家における雇用を通じた職場研修等への支援を行う。

④ 県内の関係機関の役割分担

県は、公益財団法人香川県農地機構（以下「農地機構」という。）を香川県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）として就農促進のための拠点と位置づける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター、技術や経営ノウハウの習得については香川県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農協組織及び技術力・経営力に優れた認定農業者や農業士、農地の確保については農業委員会や農地機構など、各組織が役割を分担しながら各種の取組みを進める。

⑤ その他の取組み

中長期的な取組みとして、小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、地元
の農業者による出前授業、講演会等を開催する。

また、農業が県内の高校、大学等における、学生・生徒の進路の選択肢となるよう、農業者や農
業法人等におけるインターンシップを実施するほか、生きがいのな就農も含め就農希望者が働き
ながら農業の基礎知識が習得できるよう、夜間・休日に受講できる「かがわアグリ塾」の開講、農
家での体験研修や市民農園に関する情報の収集・提供を行う。

イ 定着に向けた取組み

市町が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとと
もに、青年就農給付金、青年等就農資金の積極的な活用、農業改良普及センターによる重点指導対
象としての定期的な巡回指導や情報提供、該当青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲
の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機
会の提供等を行う。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組み

① 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営
発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

② 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町・農
業委員会・農業改良普及センター・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、
経営指導等にフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、該当農業者が引き続き
農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 農地中間管理機構

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 法律第 101 号）第 4 条により指定を受け農用地
の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行う法人は、公益財団法人香川県農地機構
とする。

(2) 農地中間管理機構が行う特例事業

公益財団法人香川県農地機構は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を
促進するため、次に掲げる事業の範囲内において農業経営基盤強化促進法第 7 条各号に掲げる事
業を実施するものとする。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買
等事業）

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、当該信託の委託者に対し

当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業（農地売渡信託等事業）

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）

エ アに掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標の達成を図るためには、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う事業の取組とあわせ、農用地の分散状況、周辺農地の利用状況などを踏まえたうえで農地利用集積円滑化事業の促進のための措置を講じて本事業の推進を図る必要がある。

また、農地利用集積円滑化事業の推進にあたっては、一般社団法人香川県農業会議、県農業協同組合中央会、県農業協同組合、公益財団法人香川県農地機構、土地改良事業団体連合会など関係機関・団体が一体となって連絡・調整を密にして取り組む。

さらに、農地利用集積円滑化事業の実施を支援するため、効率的かつ安定的な農業経営への面的集積に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施する市町や関係機関・団体と連携し、農地利用集積円滑化団体に対する指導や情報提供を行うとともに、本事業の適正かつ円滑な実施を図るための次の施策を実施する。

(1) 農用地の面的な利用集積に向けた関連施策

農地利用集積円滑化事業の実施状況に応じて、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う事業等を活用し、利用権の設定、農作業受託の積極的な促進を図る。

(2) ほ場整備事業等の関連施策

ほ場整備事業等を推進し、農用地の利用条件の向上を図ることにより、農用地の利用集積の円滑化を推進する。

(3) その他の関連施策

農地利用集積円滑化団体の調整活動の支援などその他関連施策については、地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の利用状況及び農業者の意向などを踏まえて、その地域に適した施策の効果的な実施を促進する。

